

○文部科学省
厚生労働省 告示第二号

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十条第一項の規定に基づき、次の者を指定試験機関として指定したので、同法第二十六条第一号の規定により公示する。

平成二十八年四月十四日

文部科学大臣 馳 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 指定試験機関の名称 一般財団法人日本心理研修センター

二 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷二丁目二十七番八号太陽館ビル二百二号室

三 指定をした年月日 平成二十八年四月一日